

証券コード 8798

(発信日) 2025年3月10日
(電子提供措置の開始日) 2025年3月4日

株 主 各 位

大阪府中央区瓦町三丁目5番7号
株式会社 **アドバンスクリエイト**
代表取締役社長 濱 田 佳 治

第29回定時株主総会継続会開催ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第29回定時株主総会継続会（以下「本継続会」という。）を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、本継続会は、2024年12月18日開催の第29回定時株主総会（以下「当初総会」という。）の一部となりますので、本継続会にご出席いただく株主様は、当初総会において議決権を行使できる株主様と同一となりますことを申し添えます。

本継続会の開催に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトにもアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.advancecreate.co.jp/ir/meeting>



また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show>Show>



（上記の東証ウェブサイトにもアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「アドバンスクリエイト」または「コード」に当社証券コード「8798」（半角）を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

本継続会においても「ハイブリッド参加型バーチャル株主総会」を実施いたします。具体的な内容につきましては、5頁から7頁までの「株主総会継続会インターネット参加のご案内」をご確認ください。

敬 具

記

1. 日 時 2025年3月25日（火曜日）午前10時
2. 場 所 大阪市北区中之島五丁目3番51号
大阪国際会議場（グランキューブ大阪）12階 特別会議場
3. 目的事項
報告事項 1. 第29期（2023年10月1日から2024年9月30日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容
ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第29期（2023年10月1日から2024年9月30日まで）計算書類の内容報告の件
決議事項
第3号議案 会計監査人選任の件

以 上

1. 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
2. 当日ご出席の際は、お手数ながら第29回定時株主総会継続会出席票を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。
3. 本継続会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。
なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。
・連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
・計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
従いまして、当該書面は、監査報告書を作成するに際して、監査役及び会計監査人が監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。
4. 車いすでのご出席の方には、会場内に専用スペースを設けております。
5. 本継続会会場にご来場くださる株主様とご来場が難しい株主様との公平性等を勘案し、株主の皆様との懇談会は開催いたしません。また、今回はお土産をご用意いたしておりません。何卒ご了承くださいますようお願い申し上げます。

第29回定時株主総会継続会の開催について

当社は、2024年10月30日付「2024年9月期決算発表の延期及び過年度決算訂正に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、当社の会計監査人である桜橋監査法人より、PV計算の結果の一部について実態との乖離が見られるとの指摘を受け、是正すべきPV計算の実態との乖離額の算定作業を行っていましたが、この乖離を過年度決算の訂正を行うことで是正することが適切であるとの判断に至りました。過年度決算の訂正には相応の時間を要し、2024年9月期決算発表を延期していたため、決算手続き、会計監査人の監査報告の受領など所要の手続きは、当初総会開催日である2024年12月18日時点では、未了となっております。また、当初総会の終結の時をもって新任の会計監査人に変更すべく、「会計監査人選任の件」を当初総会において株主の皆様にお諮りする予定でしたが、監査報告を新任の会計監査人に提供できていなかったため、議案として審議することが難しい状況でございました。

この度、2023年10月1日から2024年9月30日までの連結会計年度の決算に係る監査報告を会計監査人より受領し、決算関連手続き及び新任の会計監査人への監査報告書の提供が完了いたしましたので、当初総会において株主の皆様にご承認いただきましたとおり、以下の報告事項のご報告及び決議事項のご承認を目的とする第29回定時株主総会継続会の開催をご案内させていただく次第でございます。

- 報 告 事 項
1. 第29期（2023年10月1日から2024年9月30日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第29期（2023年10月1日から2024年9月30日まで）計算書類の内容報告の件

決 議 事 項 第3号議案 会計監査人選任の件

当社は、今回のPV計算の問題を踏まえて、再発防止策の実施及び内部統制等の強化に努めてまいります。

株主の皆様には多大なご迷惑、ご心配をおかけいたしますこと、深くお詫び申し上げます。

過年度決算の訂正による影響額の概要は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

期間	項目	連結			
		訂正前 (A)	訂正後 (B)	影響額 (B)-(A)	増減率 (%)
第25期 2020年9月期	売上高	10,510,699	9,092,859	△1,417,840	△13.5
	営業利益又は営業損失	1,184,063	△215,765	△1,399,828	—
	経常利益又は経常損失	1,095,766	△304,062	△1,399,828	—
	親会社株主に帰属する当期純利益又は当期純損失	700,411	△1,608,938	△2,309,350	—
	総資産	10,312,797	8,683,023	△1,629,774	△15.8
	純資産	5,610,092	3,043,653	△2,566,438	△45.7
第26期 2021年9月期	売上高	11,019,511	9,446,212	△1,573,298	△14.3
	営業利益又は営業損失	2,041,585	890,954	△1,150,631	△56.4
	経常利益又は経常損失	1,925,641	775,010	△1,150,631	△59.8
	親会社株主に帰属する当期純利益又は当期純損失	1,295,434	113,486	△1,181,947	△91.2
	総資産	11,808,387	10,318,641	△1,489,746	△12.6
	純資産	6,723,239	2,974,852	△3,748,386	△55.8
第27期 2022年9月期	売上高	11,860,628	9,463,970	△2,396,658	△20.2
	営業利益又は営業損失	2,061,459	94,997	△1,966,461	△95.4
	経常利益又は経常損失	2,015,077	48,615	△1,966,461	△97.6
	親会社株主に帰属する当期純利益又は当期純損失	1,312,021	△1,249,403	△2,561,424	—
	総資産	12,491,121	10,450,193	△2,040,927	△16.3
	純資産	7,145,466	835,654	△6,309,811	△88.3
第28期 2023年9月期	売上高	10,163,514	10,374,351	210,836	2.1
	営業利益又は営業損失	△2,020,400	△1,302,671	717,729	—
	経常利益又は経常損失	△2,190,663	△1,472,934	717,729	—
	親会社株主に帰属する当期純利益又は当期純損失	△1,769,282	△2,433,030	△663,747	—
	総資産	10,512,507	8,479,544	△2,032,962	△19.3
	純資産	4,643,691	△2,329,866	△6,973,558	—

以上

株主総会継続会インターネット参加のご案内

株主総会継続会当日にご自宅等からでも株主総会継続会の様子を傍聴いただけるよう、以下のとおりインターネットによるライブ配信を行います。

1. 配信日時

2025年3月25日（火曜日） 午前9時30分～株主総会継続会終了時刻まで

※株主総会継続会の開会時刻は午前10時となります。

※天変地異等により、ライブ配信が実施できなくなる可能性があります。配信の可否、状況等につきましては、随時当社ウェブサイト等によりご案内させていただきます。

2. 株主総会継続会オンラインサイト「Engagement Portal」のログイン方法

- ① 以下のURLをご入力いただくか、QRコードを読み込み、株主総会継続会オンラインサイト「Engagement Portal」へアクセスしてください。

URL:<https://engagement-portal.tr.mufg.jp/>



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

- ② 株主様認証画面（ログイン画面）で「ログインID」と「パスワード」を入力してください。

ログインID（計12桁）	3359&株主番号8桁
パスワード（計11桁）	郵便番号7桁&2024

- ③ 利用規約をご確認の上、「利用規約に同意する」にチェックしてください。

④ 「ログイン」 ボタンをクリックしてください。

① 株主様認証画面（ログイン画面）イメージ

MUFG 三菱UFJ銀行

Engagement Portal

②

ログインID (1) (2) (3) (4)
4桁 - 4桁 - 4桁 - 3桁

パスワード

③ 利便機能に同意する

④ ログイン

⑤ よくあるご質問はこちら

ログインID (計12桁) について

- ✓ (1) から順に (3) まで左から順にご入力ください。
- ✓ 最後の (4) は入力不要です。(1) を入力すると、グレーアウトします)

ログインID	(1) 3359	(2) -	(3) 1234	(4) [グレーアウト]
パスワード	12345672024			

(1) 3359
(2) 株主番号の上4桁 *
(3) 株主番号の下4桁 *
(4) 入力不要

*株主番号は、同封の第29回定時株主総会継続会出席票に記載されております。

パスワード (計11桁) について

- ✓ 以下の11桁をご入力ください。

郵便番号 (7桁)	&	2024
-----------	---	------

- ✓ 「郵便番号」は、基準日 (2024年9月30日) 時点の株主様ご本人の株主名簿ご登録住所の郵便番号です (通信先等の郵便番号ではございません)。
- ✓ なお、国内でのご登録住所がなく、常任代理人の指定がある場合は、常任代理人の郵便番号をご入力ください。

(入力例)

株主番号12345678の場合⇒「ログインID」: 3359 - 1234 - 5678
郵便番号123 - 4567の場合⇒「パスワード」: 12345672024

	株主番号前半4桁	株主番号後半4桁	
ログインID	(1) 3359	(2) 1234 (3) 5678	- 入力不要
パスワード	12345672024		

郵便番号7桁&2024

※同封の第29回定時株主総会継続会出席票を紛失された場合、本開催通知7頁記載の【本サイトに関するお問い合わせ】にて再発行が可能です。

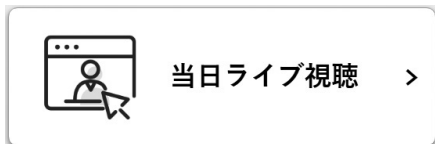
ただし、株主総会継続会開催日の約1週間前を経過した場合等、お問い合わせをいただきましたタイミングによっては再発行をお受けできない場合がございますのでご了承ください。

3. 株主総会継続会ライブ配信の視聴について

株主総会継続会オンラインサイト「Engagement Portal」にログイン後、以下の手順でご利用ください。

※お手元のパソコン、スマートフォン、インターネット環境等により視聴出来ない場合もございます。本サイトから、視聴環境のテストを事前に行っていただくことが可能ですので、是非ご活用ください。

- ① ログイン後の画面に表示されている「当日ライブ視聴」ボタンをクリックしてください。



- ② 当日ライブ視聴等に関する利用規約をご確認の上、「利用規約に同意する」にチェックし、「視聴する」ボタンをクリックしてください。

【インターネット参加にかかるご注意事項】

- ✓ インターネット参加によりライブ配信をご視聴いただくことは、会社法上、株主総会継続会への出席とは認められません。そのため、株主総会継続会において株主様に認められている質問、議決権行使や動議の提出について、インターネット参加により行うことはできません。
- ✓ 当日の会場撮影は、ご出席株主様のプライバシーに配慮し、議長席及び役員席付近のみといたしますが、やむを得ずご出席株主様が映り込んでしまう場合がございます。あらかじめご了承ください。
- ✓ インターネットからの株主総会継続会へのご参加は、株主様本人のみに限定させていただき、代理人等によるご参加はご遠慮いただきますようお願い申し上げます。
- ✓ ご使用の端末（機種、性能等）やインターネットの通信環境（回線状況、通信速度等）により、映像や音声に不具合が生じる場合がございますのであらかじめご了承ください。
- ✓ SNSへの公開等、本株主総会継続会のライブ配信映像の二次利用は、固くお断りさせていただきます。
- ✓ ご視聴いただくための通信料金等は、各株主様のご負担となります。

【本サイトに関するお問い合わせ】

TEL 0120-676-808（通話料無料）

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

（土日祝日等を除く平日9：00～17：00、ただし、株主総会継続会当日は9時～株主総会継続会終了まで）

事業報告

(2023年10月1日から
2024年9月30日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度（2023年10月1日～2024年9月30日）におけるわが国経済は、雇用・所得環境が改善する見通しの中で、緩やかな回復基調を辿りました。その一方で、物価上昇、長期化する不安定な世界情勢、金融資本市場の変動等により、先行きは依然として不透明な状況が続いております。

保険業界においては、少子高齢化社会による公的医療保険制度への不安感から、医療保障を補う商品の多様化が進んでおります。併せて、生命保険会社における貯蓄性商品の予定利率の引き上げや、個人金融資産を貯蓄から投資へ移行する動きから、外貨建保険等の貯蓄性保険商品が注目を浴びる等、民間保険に対するニーズは依然として底堅く推移するものと見込まれております。また、当社も認定されている一般社団法人生命保険協会の「認定代理店」制度に見られるように、保険業界は保険代理店事業の体制整備及びお客様本位の業務運営（フィデューシャリー・デューティー）の実現が求められている状況にあります。

このような状況下、当社グループは「人とテクノロジーを深化させ進化する会社」を標榜し、あらゆる保険ニーズに対応できる「保険業界のプラットフォーム」と、OMO（Online Merges with Offline. =オンラインとオフラインの融合）時代に相応しい体制を構築すべく、日々新たな挑戦を行っております。具体的には、2020年以降、自社開発のオンライン面談システム「Dynamic OMO」により、対面と非対面の垣根をなくし、オフラインと同等のオンライン保険相談を実現しております。また、2022年7月からは、大阪大学の石黒浩教授が代表を務めるスタートアップ企業「AVITA株式会社（以下「AVITA社」という。）」と提携し、AVITA社が開発したアバターを保険相談等に活用すると共に、アバターの活用事例やシステム改修案、顧客アンケート結果等をAVITA社と連携することで、より利便性の高いアバターの共同開発を進めております。また、ChatGPT-4oを用いた『アバターAIロープレ支援サービス「アバトレ」』での教育を通して、営業社員の早期戦力化を目指しております。さらに、従来はお客様とのコミュニケーション手段として電話を使用することが一般的でしたが、LINEやSMS等のテキストツールの活用、ChatGPT-4oを用いた夜間・早朝のお問い合わせに対する自動応答等、お客様の利便性の向上に努めております。加えて、生成AIを用いたSNS上でのプロモーション活動を行い、若年層をターゲットにした集客を開始しております。

当社は今後も、保険募集プロセスのDX化を推進することで、収益力のさらなる向上を図ってまいります。併せて、保険業界の共通プラットフォームシ

システム「Advance Create Cloud Platform」（以下「ACP」という。）の開発と販売についても、引き続き推進してまいります。ACPの普及により、営業活動のデジタル化と事務負担の大幅な軽減が期待できます。ACPの主要機能である顧客情報管理システム「御用聞き」、申込共通プラットフォームシステム「丁稚（DECHI）」、保険証券管理アプリ「folder」、オンライン面談システム「Dynamic OMO」は、いずれも導入したお客様からご好評をいただいております。また、各種システムのアプリ化等さらなる機能拡充を進めております。さらに、「Dynamic OMO」とAVITA社のアバターを連携するシステム開発を行い、共に販売を行っております。これらACPシステムを保険業界のスタンダードとすべく積極的に展開し、サブスクリプションモデルとしてのストック収入の確保及び協業事業の拡大を目指します。これらの営業施策を推進・拡充する一方で、情報セキュリティ体制、保険募集管理体制の強化等、ガバナンス及びコンプライアンス体制を一層充実させるために、積極的に経営資源を投下してまいります。

当社は2019年9月期より収益認識に関する会計基準を適用し、保険契約ごとの残存有効契約期間の将来手数料収入を、解約率や無リスク利子率等で割り引いて、現在価値（PV）を算定し、売上として計上しております。しかし、当連結会計年度におきまして、当社の会計監査人である桜橋監査法人より、PV計算の結果の一部について実態との乖離が見られるとの指摘を受け、この乖離を過年度決算の訂正を行うことで是正することといたしました。また、これを踏まえて、当期の売上高についても保守的な想定に基づき算出した結果、減収となりました。さらに、過年度の売上高の訂正等に伴い、固定資産の減損損失を計上したことが減益要因となりました。

なお、PVの再計算を行う過程において、当社を通じて販売された保険商品に係る保険契約の自動更新等に伴い、当社が将来的に収受できる代理店手数料が存在することが確認されております。当社は現時点において、当該代理店手数料について過去の実績値を考慮して概算で10数億円程度を見込んでおります。一方、現時点において保険契約の自動更新が確実に行われるとは限らないことから、PVの再計算を通じた過年度決算における売上高の訂正においては上記の金額は考慮しておりません。このような事情等から、再計算したPVは保守的な金額となっておりますことも、念のため付言いたします。

以上により、当連結会計年度の売上高は7,856百万円（前期比24.3%減）、営業損失は711百万円（前期は1,302百万円の損失）、経常損失は808百万円（前期は1,472百万円の損失）、親会社株主に帰属する当期純損失は2,250百万円（前期は2,433百万円の損失）となりました。

セグメントごとの経営成績は次のとおりであります。

（保険代理店事業）

コールセンター部門の再構築を進めるうえでの過渡期にあたり、アポイント獲得数が減少し新規保険面談数に影響（減少）が出たことで、特に協業での実績が伸び悩んだこと、それに伴う新規契約から計算されるPV額が減少したこと等により減収となりました。

この結果、保険代理店事業におきましては、当連結会計年度の売上高は5,670百万円（前期比28.0%減）、営業損失は1,194百万円（前期は1,822百万円の損失）となりました。

（ASP事業）

乗合保険代理店等へのACPの新規販売が堅調に推移したことにより、増収増益となりました。

この結果、ASP事業におきましては、当連結会計年度の売上高は299百万円（前期比15.5%増）、営業利益は115百万円（前期比21.4%増）となりました。

（メディア事業）

保険選びサイト「保険市場（ほけんいちば）」への広告出稿が低調に推移したことにより、減収減益となりました。

この結果、メディア事業におきましては、当連結会計年度の売上高は1,231百万円（前期比44.1%減）、営業利益は251百万円（前期比46.0%減）となりました。

（メディアレップ事業）

前年同期に比べ受注が伸び悩んだことにより、減収減益となりました。

この結果、メディアレップ事業におきましては、当連結会計年度の売上高は694百万円（前期比45.9%減）、営業損失は30百万円（前期は77百万円の利益）となりました。

（再保険事業）

売上高が引き続き堅調に推移したことと、新型コロナウイルス感染症の分類移行に伴い再保険金支払いが一巡したことにより、増収増益となりました。

この結果、再保険事業におきましては、当連結会計年度の売上高は1,130百万円（前期比1.8%増）、営業利益は107百万円（前期は121百万円の損失）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度の当社における設備投資額は54百万円であります。これは全て保険代理店事業に係るものであり、主なものは本店設備であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度において、社債発行（500百万円）を行いました。また、2024年6月7日の取締役会決議により、第三者割当による新株予約権の発行及び当該新株予約権の行使による資金調達を行い、369百万円の資金を調達いたしました。

(2) 直前3事業年度の財産および損益の状況

区 分		第 26 期 2021年 9 月 期	第 27 期 2022年 9 月 期	第 28 期 2023年 9 月 期	第 29 期 2024年 9 月 期 (当連結会計年度)
売 上 高	(千円)	9,446,212	9,463,970	10,374,351	7,856,949
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)	(千円)	113,486	△1,249,403	△2,433,030	△2,250,286
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)	(円)	5.22	△57.10	△111.14	△102.26
総 資 産	(千円)	10,318,641	10,450,193	8,479,544	6,860,150
純 資 産	(千円)	2,974,852	835,654	△2,329,866	△4,973,639
1株当たり純資産額	(円)	135.21	38.21	△106.30	△223.19

(注) 1. 記載金額は表示単位未満を切捨てて表示しております。

2. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により、それぞれ算出してしております。

3. 当社は、2021年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第26期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、「1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)」及び「1株当たり純資産額」を算定しております。

4. 第26期～第28期における数値は、過年度決算訂正を反映した数値を記載しております。

(3) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
株 式 会 社 保 険 市 場	90,000千円	100%	メディア事業 メディアレップ事業
Advance Create Reinsurance Incorporated	219,040千円	100%	再 保 険 事 業

(4) 対処すべき課題

生命保険マーケットにおけるリテール市場は、少子高齢化の進展等により構造的には縮小が想定されますが、求められる役割が「遺族保障の提供」から「年金・社会保障の補完」、「子供の教育資金」等のライフプラン全般へと広がっております。また、消費者行動が「より便利に快適に」を求めて多様化しており、保険ニーズはますます多様化、高度化してきております。

かかる状況を踏まえ、当社は、引き続き保険マーケットでのシェア拡大を目指し、WEBマーケティングを一層強化するとともに、スマートフォンやSNSへの対応に引き続き注力し、保険会社及び取扱商品もさらに拡充してまいります。また、対面販売におきましては、その核となる、コンサルティングプラザ「保険市場（ほけんいちば）」の機能を拡充するとともに、お客様のコンシェルジュとして、あらゆるニーズに誠心誠意お応えすべく、従業員に対する教育・研修を推進してまいります。さらに、進化する「オンライン面談」を軸として、アバター等の活用によりOMO戦略をさらに高度化させ、真にお客様の役に立つ情報の提供とコンサルティングの実現を図ってまいります。また、ACPのさらなる機能拡充を引き続き進め、保険代理店等に提供することでサブスクリプションモデルとしてのストック収入の確保及び協業事業の拡大を図ってまいります。

一方、管理面では、内部監査室による当社各部門、各支店ならびに子会社に対しての内部監査を実施しております。また、コンプライアンス部を中心に全社的なコンプライアンス体制の充実・強化を図るとともに教育・啓発に努めており、グループ全従業員に対して継続的な啓発活動と監査を積み重ねることにより、管理体制の充実、向上を図ってまいります。

内部統制ならびにコーポレート・ガバナンスの強化は、顧客や社会から信頼される企業として重要な経営課題であると認識し、より一層の体制整備に努めてまいります。

(5) 主要な事業内容 (2024年9月30日現在)

保険代理店事業

ASP事業

メディア事業

メディアレップ事業

再保険事業

(6) 主要な事業所 (2024年9月30日現在)

本社 大阪市中央区瓦町三丁目5番7号
野村不動産御堂筋ビル

営業拠点 (全12カ所)

所在地	営業拠点	所在地	営業拠点
北海道	1カ所	大阪府	5カ所
宮城県	1カ所	兵庫県	1カ所
東京都	1カ所	福岡県	1カ所
神奈川県	1カ所		
愛知県	1カ所	計	12カ所

(7) 使用人の状況 (2024年9月30日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
281名	60名減

- (注) 1. 契約社員 (37名) を含み、嘱託社員 (2名)、再雇用者 (4名)、派遣社員 (99名) を含んでおりません。
2. 使用人数が前連結会計年度末と比較して60名減少しておりますが、その主な理由は、退職者の増加によるものです。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
280名	58名減	35.8歳	7年0ヵ月

- (注) 1. 契約社員 (37名) を含み、嘱託社員 (2名)、再雇用者 (4名)、派遣社員 (98名) を含んでおりません。
2. 使用人数が前事業年度末と比較して58名減少しておりますが、その主な理由は、退職者の増加によるものです。

(8) 主要な借入先の状況 (2024年9月30日現在)

借入先	借入金残高
株式会社三井住友銀行	1,100百万円
株式会社みずほ銀行	800百万円
株式会社三菱UFJ銀行	700百万円
株式会社りそな銀行	282百万円

(注) 株式会社りそな銀行からの借入金残高の内、164百万円は、アドバンスクリエイティブ従業員持株会専用信託による借入金であります。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、保険代理店事業における代理店手数料売上の計上方法として、将来受け取る代理店手数料の金額を見積り、その割引現在価値合計額を売上として計上する方法（以下「PV計算」といい、PV計算により計上された売上を「PV売上」という。）につきまして、当社の会計監査人である桜橋監査法人より、PV計算の結果の一部について実態との乖離が見られるため、見積りの再検証が必要であるとの指摘を受けました。桜橋監査法人からの指摘を受け、事実関係の調査のための社外の独立した第三者である弁護士及び社外監査役から構成される調査委員会を組成し調査を行いました。

当社は、2024年10月8日付「調査委員会の調査報告書に関するお知らせと再発防止の取り組みについて」及び2025年1月10日付「調査委員会の追加調査報告書に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、調査委員会から調査報告書及び追加調査報告書（以下「調査報告書等」という。）を受領いたしました。調査報告書等に記載のとおり、手数料計算システムにおいて発生していた想定外のエラーに対して適切な対応が行われておらず、PV売上の金額算出のプロセスが精緻ではなかったことが判明いたしました。なお、PV計算の結果と実態の乖離については意図的なものではなく、当時の経営陣等から経理担当者に対して、実態のない売上や一定額以上の売上を計上するような指示、ないし圧力がかかっていた事実は認められませんでした。

本事案を受け、当社はPV計算の実態との乖離額の算定作業を行いました。この乖離についての影響は単年度のみならず過年度にも及ぶため、2024年9月期決算発表の延期ならびに過年度決算の訂正を行うことで是正することが適切であるとの判断に至りました。以上のことから、当社は影響を受ける過年度の決算を訂正するとともに、2025年2月28日に近畿財務局へ有価証券報告書等の

訂正報告書を提出いたしました。

また、調査報告書等の内容を踏まえ、2025年2月21日付「再発防止策の策定と取り組みに関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、当社は、再発防止策を策定し取り組みを進めております。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2024年9月30日現在)

- ① 発行可能株式総数 84,000,000株
- ② 発行済株式の総数 22,937,400株
- ③ 株主数 43,247名
(前事業年度末比5,222名増)

④ 大株主 (上位10名)

株主名	所有株式数	持株比率
有限会社濱田ホールディングス	4,412,400株	19.24%
濱田佳治	1,583,500株	6.90%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,108,900株	4.83%
住友生命保険相互会社	989,200株	4.31%
ネオファースト生命保険株式会社	989,200株	4.31%
メットライフ生命保険株式会社	989,200株	4.31%
濱田亜季子	949,900株	4.14%
FWD生命保険株式会社	845,000株	3.68%
富国生命保険相互会社	700,000株	3.05%
株式会社日本カストディ銀行(信託E口)	420,700株	1.83%

(注) 1. 持株比率は自己株式(2,529株)を控除して計算しております。

2. 自己株式(2,529株)には、株式給付信託(J-ESOP)導入において設定した株式会社日本カストディ銀行(信託E口)所有の当社株式420,700株及び従業員持株会支援信託ESOP導入において設定した株式会社日本カストディ銀行(信託口)所有の当社株式172,700株は含まれておりません。

⑤ その他株式に関する重要な事項

a. 株式給付信託(J-ESOP)

当社は、2015年11月11日開催の取締役会において、当社の株価や業績と従業員の処遇の連動性をより高め、経済的な効果を株主の皆様と共有することにより、株価及び業績向上への従業員の意欲や士気を高めることを目的として、当社従業員に対して自社の株式を給付するインセンティブ・プラン「株式給付信託(J-ESOP)」を導入しております。

なお、当事業年度末日（2024年9月30日）に株式給付信託（J-ESOP）導入において設定した株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が保有する当社株式は420,700株であります。

b. 従業員持株会支援信託ESOP

当社は、2021年11月16日開催の取締役会において、中長期的な企業価値向上に対し、当社グループ従業員にインセンティブを付与することにより、労働意欲の向上を促すとともに、従業員持株会の活性化及び安定的な財産形成の促進を図ることを目的として、従業員インセンティブ・プラン「従業員持株会支援信託ESOP」を導入しております。

なお、当事業年度末日（2024年9月30日）に従業員持株会支援信託ESOP導入において設定した株式会社日本カストディ銀行（信託口）が保有する当社株式は172,700株であります。

(2) 新株予約権等の状況

①当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況(2024年9月30日現在)
該当事項はありません。

②当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。

③その他新株予約権等の状況

2024年6月7日開催の取締役会決議に基づき発行した新株予約権

新株予約権の総数	16,198個
新株予約権の目的である株式の種類と数	普通株式 1,619,800株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり 800円
新株予約権の払込期日	2024年6月24日
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	(注1) 1株につき 842.4円
新株予約権の行使期間	2024年6月25日から 2027年6月24日まで

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金	(注2) 1. 資本金 421.2円 2. 資本準備金 421.2円
新株予約権の行使の条件	(注3)
割当先	第三者割当の方法により、発行した新株予約権の総数を大和証券株式会社に割り当てた

- (注1) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法
本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。当初行使価額は1,030円とする。また、上限行使価額は設けず、下限行使価額は721円とする。行使価額は、新株予約権の各行使請求の効力発生日（以下「修正日」という。）に、修正日の直前取引日（同日に終値がない場合には、その直前の終値のある取引日をいう。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の90%に相当する金額（円未満小数点第2位まで算出し、その小数点第2位を切り上げる。）に修正される。
- (注2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
①本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
②本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (注3) 新株予約権の行使の条件
本新株予約権の行使をしようとする日を含む暦月において当該行使により取得することとなる株式数が払込期日における当社上場株式数の10%を超えることとなる場合の、当該10%を超える部分に係る本新株予約権の行使は行うことができない。

(3) 会社役員の状況

① 取締役および監査役の状況（2024年9月30日現在）

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	濱田 佳治	OMO営業本部長 有限会社濱田ホールディングス取締役 株式会社保険市場取締役 Advance Create Reinsurance Incorporated Director, Chairman
専務取締役	榎引 健	経営戦略本部長 株式会社保険市場取締役 Advance Create Reinsurance Incorporated Director, Chief Executive Officer
取締役	鳥居 俊文	管理本部長 兼 社長補佐
取締役	岡田 俊哉	コーポレート本部長 兼 社長補佐
取締役	木目田 裕	西村あさひ法律事務所・外国法共同事業パートナー弁護士 楽天証券株式会社社外取締役 株式会社小糸製作所社外監査役
取締役	篠原 秀典	SBI生命保険株式会社代表取締役社長 SBIインシュアランスグループ株式会社取締役
取締役	桜井 洋二	東京海上日動火災保険株式会社非常勤顧問
取締役	高口 綾子	社会保険労務士法人リンク代表社員 株式会社ラウンドワン社外取締役
常勤監査役	谷口 信之	
監査役	秋吉 茂	
監査役	畠山 隆	
監査役	三田 与志雄	三田公認会計士事務所代表 株式会社アイル社外取締役（監査等委員） あすなる監査法人代表社員

- (注) 1. 取締役木目田裕氏、篠原秀典氏、桜井洋二氏、及び高口綾子氏は、会社法第2条第15号に規定する社外取締役であります。なお、当社は木目田裕氏、篠原秀典氏、桜井洋二氏、及び高口綾子氏を各上場金融商品取引所の定めに基づく独立役員として指定し、各取引所に届け出ております。
2. 取締役木目田裕氏は、企業法務に関する弁護士としての経験と専門知識を有しております。
3. 監査役秋吉茂氏、畠山隆氏及び三田与志雄氏は、会社法第2条第16号に規定する社外監査役であります。なお、当社は秋吉茂氏、畠山隆氏及び三田与志雄氏を各上場金融商品取引所の定めに基づく独立役員として指定し、各取引所に届け出ております。
4. 監査役三田与志雄氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務、会計及び税務に関する相当程度の知見を有するものであります。

5. 当事業年度中における役員の地位および重要な兼職の異動は次のとおりであります。

氏名	異動前	異動後	異動年月日
榎引 健	専務取締役 経営管理本部長	専務取締役 経営管理本部長 兼 人事本部長	2023年11月6日
	専務取締役 経営管理本部長 兼 人事本部長	専務取締役 経営戦略本部長	2024年4月1日
鳥居 俊文	取締役 営業管理本部長 兼 社長補佐	取締役 管理本部長 兼 社長補佐	2024年4月1日
岡田 俊哉	執行理事 DC開発本部長	取締役 DC開発本部長	2023年12月15日
	取締役 DC開発本部長	取締役 DC開発本部長 兼 社長補佐	2024年1月1日
	取締役 DC開発本部長 兼 社長補佐	取締役 コーポレート本部長 兼 社長補佐	2024年4月1日
木目田 裕	西村あさひ法律事務所・外国法共同 事業パートナー弁護士 楽天証券ホールディングス株式会社 社外取締役 楽天証券株式会社社外取締役 株式会社小糸製作所社外監査役	西村あさひ法律事務所・外国法共同 事業パートナー弁護士 楽天証券株式会社社外取締役 株式会社小糸製作所社外監査役	2024年3月26日
篠原 秀典	SBIネオファイナンスサービス 株式会社取締役会長 株式会社福島銀行社外取締役	SBI生命保険株式会社代表取締役 社長 株式会社福島銀行社外取締役	2024年6月17日
	SBI生命保険株式会社代表取締役 社長 株式会社福島銀行社外取締役	SBI生命保険株式会社代表取締役 社長 SBIインシュアランスグループ株 式会社取締役 株式会社福島銀行社外取締役	2024年6月24日
	SBI生命保険株式会社代表取締役 社長 SBIインシュアランスグループ株 式会社取締役 株式会社福島銀行社外取締役	SBI生命保険株式会社代表取締役 社長 SBIインシュアランスグループ株 式会社取締役	2024年6月25日
桜井 洋二	株式会社ヤナセ常勤監査役	—	2024年6月27日
	—	東京海上日動火災保険株式会社非常 顧問	2024年7月1日

6. 当事業年度末日後における役員の地位および重要な兼職の異動は次のとおりであります。

氏名	異動前	異動後	異動年月日
濱田 佳治	Advance Create Reinsurance Incorporated Director, Chairman	Advance Create Reinsurance Incorporated Director, Chief Executive Officer	2024年10月31日
	代表取締役社長 兼 OMO営業本部長	代表取締役社長	2025年1月1日
櫛引 健	Advance Create Reinsurance Incorporated Director, Chief Executive Officer	Advance Create Reinsurance Incorporated Director, President	2024年10月31日
	株式会社保険市場取締役	—	2024年12月20日
	専務取締役 経営戦略本部長	専務取締役	2025年2月1日
鳥居 俊文	—	株式会社保険市場取締役	2024年12月20日
	取締役 管理本部長 兼 社長補佐	取締役 人事総務部長 兼 社長補佐	2025年2月1日
岡田 俊哉	取締役 コーポレート本部長 兼 社長補佐	取締役 総合企画部長	2025年2月1日

7. 当事業年度中に退任した役員は次のとおりであります。

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
横山 欣二	2023年12月15日	任期満了	取締役
橋本 孔治	2023年12月15日	任期満了	取締役
谷貝 淳	2023年12月15日	任期満了	社外取締役
中田 華寿子	2023年12月15日	任期満了	社外取締役 アクチュアリー株式会社代表取締役 株式会社フォーラムエンジニアリング社外取締役 株式会社ispace社外取締役 第8次内閣府消費者委員会委員
瀬川 一美	2023年12月15日	任期満了	社外取締役
桑 章夫	2023年12月15日	任期満了	監査役 大阪大学ベンチャーキャピタル株式会社監査役

② 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役木目田裕氏、篠原秀典氏、桜井洋二氏及び高口綾子氏、常勤監査役谷口信之氏、監査役秋吉茂氏、畠山隆氏及び三田与志雄氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約の内容は、各氏が職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項に定める最低責任限度額をもって、その損害賠償責任の限度としております。

③ 補償契約の内容の概要

当社は、各役員との間で会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しておりません。

④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社及び子会社の取締役、監査役を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害等を填補することとしております。なお、保険料は全額当社負担としております。

また、被保険者が私的な利益または便宜の供与を違法に得たことや被保険者の犯罪行為に起因する損害等は補償対象外とすることにより、当社及び子会社の取締役、監査役の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

⑤ 取締役及び監査役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年11月30日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を決議しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

a. 基本報酬に関する方針

役位、職責、在任年数に応じて、他社水準、当社の業績、従業員給与の水準を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものといたします。

b. 業績連動報酬等に関する方針

該当事項はありません。

c. 非金銭報酬等に関する方針

該当事項はありません。

d. 報酬等の割合に関する方針

固定報酬である基本報酬のみといたします。

e. 報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針

在任中において月例で支払います。

f. 報酬等の内容の決定について取締役その他の第三者への委任に関する事項

取締役会決議に基づき、代表取締役社長である濱田佳治が、その具体的内容について委任を受けるものとします。取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、独立社外取締役を過半数とする委員と独立社外取締役の委員長で構成する指名・報酬委員会に、取締役の個人別の基本報酬額の原案を諮問し答申を得るものとし、上記の委任を受けた代表取締役社長は、当該答申の内容に従って決定するものといたします。

g. その他個人別報酬等の内容の決定に関する重要な事項

該当事項はありません。

ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取 締 役 (うち社外取締役)	169 (39)	169 (39)	— (—)	— (—)	13 (7)
監 査 役 (うち社外監査役)	55 (34)	55 (34)	— (—)	— (—)	5 (4)
合 計 (うち社外役員)	224 (74)	224 (74)	— (—)	— (—)	18 (11)

(注) 1. 上記には、2023年12月15日開催の第28回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役5名(うち社外取締役3名)および監査役1名を含んでおります。なお、当事業年度末日現在の会社役員の員数は、取締役8名(うち社外取締役4名)及び監査役4名(うち社外監査役3名)であります。

2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

3. 取締役の報酬限度額は、2017年12月20日開催の第22回定時株主総会において、年額600百万円以内(うち社外取締役分は年額600百万円以内)と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、7名(うち社外取締役は2名)です。

4. 監査役の報酬限度額は、2017年12月20日開催の第22回定時株主総会において、年額100百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、4名

(うち社外監査役は3名)です。

5. 取締役会決議に基づき代表取締役社長である濱田佳治が、取締役の報酬等の内容について委任を受けています。委任した理由は、当社全体の業績を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。一方、取締役会は、指名・報酬委員会に対し取締役の個人別の基本報酬額の原案を諮問し、指名・報酬委員会においては、当社の業績、社外取締役を除く各取締役の担当部門の業績等を勘案、審議しており、その後、取締役会に対して答申しています。代表取締役社長はその答申内容に従って決定しており、報酬等の内容に係る決定方針に沿うものと判断しております。

ハ、当事業年度に支払った役員退職慰労金

該当事項はありません。

ニ、社外役員が親会社又は子会社等から受けた役員報酬等の総額

該当事項はありません。

⑥ 社外役員に関する事項

イ、他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

取締役木目田裕氏は、西村あさひ法律事務所・外国法共同事業のパートナー弁護士、楽天証券株式会社の社外取締役及び株式会社小糸製作所の社外監査役であります。西村あさひ法律事務所・外国法共同事業、楽天証券株式会社及び株式会社小糸製作所と当社との間には重要な取引関係、その他特記すべき事項はありません。

取締役篠原秀典氏は、SBI生命保険株式会社の代表取締役社長及びSBIインシュアランスグループ株式会社の取締役であります。SBI生命保険株式会社と当社との間には、保険代理店事業、メディア事業及びメディアレップ事業における取引関係があります。SBIインシュアランスグループ株式会社と当社との間には重要な取引関係、その他特記すべき事項はありません。

取締役桜井洋二氏は、東京海上日動火災保険株式会社の非常勤顧問であります。東京海上日動火災保険株式会社と当社との間には、保険代理店事業における取引関係があります。その他特記すべき事項はありません。

取締役高口綾子氏は、社会保険労務士法人リンクの代表社員及び株式会社ラウンドワンの社外取締役であります。社会保険労務士法人リンク及び株式会社ラウンドワンと当社との間には重要な取引関係、その他特記すべき事項はありません。

監査役三田与志雄氏は、三田公認会計士事務所の代表、株式会社アイルの社外取締役(監査等委員)及びあすなろ監査法人の代表社員でありま

す。三田公認会計士事務所、株式会社アイル及びあすなる監査法人と当社との間には重要な取引関係、その他特記すべき事項はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

取締役木目田裕氏は、当事業年度に開催した24回全ての取締役会に出席し、法律専門家としての客観的立場から当社の経営に対する適切な監督を行っております。取締役会においては、社外取締役として報告事項や決議事項について適宜質問をするとともに、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。

取締役篠原秀典氏は、当事業年度に開催した取締役会24回中23回に出席し、企業経営に携わった豊富な経験や知識から、重要事項の決定に際し有用な助言・提言を行っております。

取締役桜井洋二氏は、2023年12月15日就任以降の当事業年度に開催した20回全ての取締役会に出席し、企業経営に携わった豊富な経験や知識から、重要事項の決定に際し有用な助言・提言を行っております。

取締役高口綾子氏は、2023年12月15日就任以降の当事業年度に開催した20回全ての取締役会に出席し、社会保険労務士としての豊富な経験や知識から、重要事項の決定に際し有用な助言・提言を行っております。

監査役秋吉茂氏は、当事業年度に開催した取締役会24回中23回及び17回全ての監査役会に出席し、監査役としての豊富な経験や知識から、議案の審議に対し適切な助言・提言を行っております。

監査役畠山隆氏は、当事業年度に開催した24回全ての取締役会及び17回全ての監査役会に出席し、監査役としての豊富な経験や知識から、議案の審議に対し適切な助言・提言を行っております。

監査役三田与志雄氏は、2023年12月15日就任以降の当事業年度に開催した20回全ての取締役会及び12回全ての監査役会に出席し、公認会計士・税理士としての客観的立場から、当社の内部統制システム構築において適切な助言・提言を行っております。

監査役秋吉茂氏、畠山隆氏及び三田与志雄氏は、取締役会においては、議案の審議に際し取締役の職務執行及び取締役会決議における意思決定過程が適正であり、合理的かつ正しい事実認識に基づいているか等の観点から意見を表明する等、監査機能を十分に発揮いたしました。また、監査役会においては、全ての審議について報告を行い、意見を積極的に述べております。

(注)「第29回定時株主総会招集ご通知」9頁から12頁に記載の【取締役会出席回数】につきまして、開催回数、出席回数共に1回分少ない回数を記載しておりましたので、下記のとおり訂正いたします。

濱田佳治 24回/24回、櫛引健 24回/24回、鳥居俊文 23回/24回、桜井洋二 20回/20回

ハ. 当社における不当な業務執行等に関する対応の概要

当社は、保険代理店事業における代理店手数料売上上の計上方法として、将来受け取る代理店手数料の金額を見積り、その割引現在価値合計額を売上として計上する方法（以下「PV計算」といい、PV計算により計上された売上を「PV売上」という。）につきまして、当社の会計監査人である桜橋監査法人より、PV計算の結果の一部について実態との乖離が見られるため、見積りの再検証が必要であるとの指摘を受けました。桜橋監査法人からの指摘を受け、事実関係の調査のための社外の独立した第三者である弁護士及び社外監査役から構成される調査委員会を組成し調査を行いました。

当社は、2024年10月8日付「調査委員会の調査報告書に関するお知らせと再発防止の取り組みについて」及び2025年1月10日付「調査委員会の追加調査報告書に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、調査委員会から調査報告書及び追加調査報告書（以下「調査報告書等」という。）を受領いたしました。調査報告書等に記載のとおり、手数料計算システムにおいて発生していた想定外のエラーに対して適切な対応が行われておらず、PV売上の金額算出のプロセスが精緻ではなかったことが判明いたしました。なお、PV計算の結果と実態の乖離については意図的なものではなく、当時の経営陣等から経理担当者に対して、実態のない売上や一定額以上の売上を計上するような指示、ないし圧力がかかっていた事実は認められませんでした。

本事案を受け、当社はPV計算の実態との乖離額の算定作業を行いました。この乖離についての影響は単年度のみならず過年度にも及ぶため、2024年9月期決算発表の延期ならびに過年度決算の訂正を行うことで是正することが適切であるとの判断に至りました。以上のことから、当社は影響を受ける過年度の決算を訂正するとともに、2025年2月28日に近畿財務局へ有価証券報告書等の訂正報告書を提出いたしました。

また、調査報告書等の内容を踏まえ、2025年2月21日付「再発防止策の策定と取り組みに関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、当社は、再発防止策を策定し取り組みを進めております。

取締役木目田裕氏、篠原秀典氏、桜井洋二氏及び高口綾子氏ならびに監査役秋吉茂氏、畠山隆氏及び三田与志雄氏は、日頃から取締役会等において内部統制及び法令遵守の視点から発言を行っており、当社の役職員に対して注意を喚起しておりました。また、各社外取締役、監査役は、当社が桜橋監査法人から指摘を受けるまでは本事案を認識しておりませんでした。当該事実の判明後は、調査委員会の設置を指示し、当該調査委員会による調査の進捗状況を踏まえつつ事実経緯の正確な把握と報告を求めるとともに、内部統制のさらなる強化の要請及び再発防止策の策定につきましても、独立した客観的かつ中立的な立場から適宜発言を行う等、その職責を適切に果たしております。

(4) 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称

桜橋監査法人

② 会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	100百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	100百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当事業年度の監査証明業務に基づく報酬には、当社の過年度訂正に係る監査業務に対する報酬等60百万円を含んでおります。

③ 会計監査人の報酬等の額の同意について

監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前期の監査実績、会計監査人の職務遂行状況、監査計画における監査時間、報酬額の見積りなどを検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約の内容は、会計監査人がその職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項に定める最低責任限度額をもって、その損害賠償責任の限度としております。

(5) 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、当社及び当社子会社から成る企業集団（以下「当社グループ」という。）における業務の適正を確保するための体制として、以下のような体制を構築しております。なお、記載内容は、当社「内部統制基本方針」に基づいております。（最終改訂 2023年9月1日）

(1) 当社グループの取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

① 当社グループは、「基本理念」、「倫理規程」及び「コンプライアンス規程」等を制定し、当社グループの取締役及び従業員が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとることを義務付ける。また、その徹底を図るため、当社にコンプライアンス部を設置し、当社グループにおけるコンプライアンスの取り組みを横断的に統括することとする。当社に内部監査室を設置し、コンプライアンス部と連携の上、当社グループにおけるコンプライアンスの状況を監査する。これらの活動は定期的に取り締り役会及び監査役に報告されるものとする。法令上疑義のある行為について当社グループの従業員が直接情報提供を行う手段としてスピークアップ制度を設置・運営する。

② 当社グループは、反社会的勢力による不当要求に対しては、反社会的勢力に対する基本方針に則り、組織として対応して断固として拒絶し、取引関係を含め一切の関係を遮断する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

① 取締役会規則及び文書取扱規程等に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下「文書等」という。）に記録し、保存する。取締役及び監査役は、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。

② 取締役会規則及び文書取扱規程の改廃については取締役会の承認を得るものとする。

(3) 当社グループの損失の危機の管理に関する規程その他の体制

① 当社グループにおいて「経営危機管理規程」、「システムリスク管理規程」及び「情報セキュリティ対策基準および管理手順」等のリスク管理に関する規程を定め、各種のリスクについて主管部署を決め対応マニュアルの整備、研修を実施する等の対応を図る。各種リスク管理上必要な対策については、当社の取締役、本部長及び部室長らで構成される拡大経営会議において報告し、進捗状況を確認する。

② 当社のコンプライアンス担当役員を委員長とし、社内委員、社外委員及びオブザーバーとして参加する監査役等にて構成されるガバナンス委員会を設置し、当社グループの経営戦略上のリスクや業務運営上のリスクを把握・評価し必要な予防対策について取締役会に報告する等の業務を行う。

- ③新たに認識した当社グループにおけるリスクについては、取締役会において速やかに対応責任者となる取締役を定める。
 - ④当社グループの内部統制の構築を目指し、当社内部監査室を当社グループの内部統制に関する担当部署とするとともに、内部統制に関する協議、情報の共有化・指示・要請の伝達等が効率的に行われる体制を構築するために、取締役社長を委員長、経理部門担当役員を副委員長、各管掌取締役・本部長・経理担当部門長・内部監査室長を委員とし、オブザーバーとして参加する監査役にて構成される内部統制委員会を設置し、当社グループでのリスクコントロールを行う。
 - ⑤当社の内部監査室が子会社を含めて、部署毎のリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に取締役会に報告する。
- (4)財務報告の適正性を確保するための体制
- 当社グループの財務報告の適正性を確保するため、内部統制委員会を設置し、財務報告の基本方針を定め、同報告に係る内部統制を整備及び運用する体制を構築する。
- (5)当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ①当社は、原則として毎月1回開催する定時取締役会に加え、必要に応じて臨時取締役会を開催し、重要事項の決定と取締役の職務執行状況の監督を行う。また、取締役会を補完し適切な業務執行を図るため、当社は、代表取締役社長、業務執行取締役及び本部長、理事で構成される経営会議を設置し、原則毎週1回業務執行における重要事項について審議及び検討を行う。
 - ②組織規程、業務分掌、権限・責任規程及び職務権限表を定め、重要度に応じて職務権限を委任できることとし、意思決定手続きの機動性向上を図るとともに、当社グループにおける子会社管理の基本方針として、関係会社規程を策定する。
- (6)当社の子会社の取締役等の職務の執行にかかる事項の当社への報告に関する体制
- ①当社は、当社が定める関係会社管理規程及び同規程に基づく子会社運営基準に則り、子会社の経営内容を的確に把握するため、子会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報について当社への定期的な報告を義務付け、必要に応じて子会社に対して関係資料等の提出を求める。
 - ②当社は子会社に対して、子会社がその営業成績、財務状況その他の重要な情報について当社に報告するため、必要に応じて当社が開催する取締役会または経営会議に子会社役員または従業員が参加することを求める。

- (7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役は、内部監査室及び管理部門所属の従業員に監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査役より監査業務に必要な命令を受けた従業員がその命令に関する業務遂行中に、監査役以外の指揮命令を受けたり、不当な制約を受けたりすることがないように取締役等は留意する。当該従業員に係る人事異動等の処遇に関しては監査役の意見を反映して決定する。

- (8) 監査役職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は当社の役員及び従業員に対して、監査役職務を補助すべき従業員が監査役指揮命令に従う旨を周知徹底する。

- (9) 監査役への報告に関する体制

① 取締役及び従業員が監査役に報告するための体制

- a. 当社の監査役は、取締役職務執行を監査するため、取締役会、経営会議その他当社の重要な会議に出席する他、主要な稟議書やその他業務執行に関する重要な書類を閲覧するものとする。
- b. 取締役及び従業員等は、取締役会その他の重要な会議への監査役の出席を通じて職務の執行状況を報告するほか、内部監査の実施状況、スピークアップ制度に基づく通報状況等を報告する。管理部門、内部監査室は監査役との定期的な連絡会で、他の部門は監査役の求めに応じ、業務及び財産の状況を報告する。

② 子会社の取締役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制

- a. 子会社の役員及び従業員は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。
- b. 子会社の役員及び従業員は、法令等の違反行為等、当社または当社の子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実については、これを発見次第、直ちに当社の子会社を管理する部門へ報告を行うか、またはスピークアップ制度を利用する。
- c. 当社内部監査室は、定期的に当社監査役に対する報告会を実施し、子会社における内部監査、コンプライアンス、リスク管理等の現状を報告する。
- d. スピークアップ制度の担当部門は、当社グループの役員及び従業員からの内部通報の状況について、通報者の匿名性に必要な処置をしたうえで、定期的に当社取締役、監査役及び取締役会に対して報告する。

- (10) 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役への報告を行った当社グループの役員及び従業員に対して当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役員及び従業員に周知徹底する。

- (11) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、担当部門において審議のうえ、当該請求に係る費用または債務が当該監査役職務の執行に必要なでないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

- (12) その他監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は代表取締役、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催する。また、当社は、監査役と管理部門及び内部監査室との間で連絡会を開催するほか、各種会議への監査役の出席を確保するなど監査役職務の監査が実効的に行われるための体制を整備する。また、監査役は、専門性の高い法務・会計事項については、専門家に対して助言を求める又は調査、鑑定その他の事務を委託する等の費用を請求することが出来る。取締役等は監査費用の前払又は償還の手続きその他の監査費用等について、監査役職務に必要なないと認められる場合を除き、これを拒むことはできない。

(6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社グループにおける業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

- (1) 当社グループの取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

① 内部監査室による当社各部門、各支店ならびに子会社に対する内部監査を年間計画に基づき実施いたしました。また、改正保険業法にも対応して、コンプライアンス部を中心に全社的なコンプライアンス体制の充実、強化を図るとともに啓発活動に努めました。これらの活動は、毎月の定時取締役会および監査役に報告されました。なお、スピークアップ制度の通報実績はありませんでした。

② 当社グループは、新規取引先に対するコンプライアンス部および管理部門による事前チェックを取引先管理規程に基づき実施し、また元受保険会社等と連携し、反社会的勢力との取引が発生しないよう取り組みました。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する事項

① 取締役会の資料および議事録の文書等は、セキュリティが確保された場所で適切に保管しております。取締役および監査役は、常時、これらの文書等を閲覧できる状態としております。

② 文書取扱規程の改廃については取締役会の承認を得るものとしております。

(3) 当社グループの損失の危機の管理に関する規程その他の体制

① リスク管理の主管部門を管理部門に定め、対応マニュアルの整備を行うとともに、安否確認システムを用いた訓練を定期的を実施いたしました。

② ガバナンス委員会を2ヶ月に1回程度開催し、その内容は取締役会にて報告されました。

③ 予防法務の観点から、当社グループにおけるリスクについては取締役会や経営会議、コンプライアンス委員会等で積極的に議論がなされ、顕在化の防止に努めました。

④ 内部統制委員会を開催し、当社グループにおけるリスクコントロールを実施いたしました。

⑤ 当社の内部監査室が子会社を含めて、部署ごとのリスク管理の状況を監査し、その結果を毎月の定時取締役会に報告いたしました。

(4) 財務報告の適正性を確保するための体制

当社グループの財務報告の適正性を確保するため、内部統制委員会を開催し、財務報告の基本方針（内部統制基本計画）を定め、同報告に係る内部統制を整備および運用する体制を構築いたしました。

一方、「その他企業集団の現況に関する重要な事項」でも記載のとおり、当社は、PV計算の結果の一部について実態との乖離が見られるとの問題に関し、社外の独立した第三者である弁護士および社外監査役から構成される調査委員会を組成し調査を行い、調査報告書及び追加調査報告書を受領いたしました。

調査報告書及び追加調査報告書を踏まえ、2025年2月21日付「再発防止策の策定と取り組みに関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、当社は、再発防止策を策定し取り組みを進めております。

(5) 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社グループの監督機能を担う取締役と本部長の役割を明確化し、当社の取締役会、経営会議および拡大経営会議等において目標に対する進捗状況を確認し、必要な改善策を実施いたしました。

(6) 当社の子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

取締役会や経営会議等での報告を通じて、当社は子会社の経営内容を的確に把握いたしました。また、当社内部監査室が実施した子会社に対する

内部監査の結果は、取締役会または経営会議等に報告されました。

- (7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

内部監査室に、監査役を補助する従業員を配置（兼任）しています。当該従業員は、人事異動及び評価等に関して取締役から独立性を確保しており、監査役からの指示の下、必要な情報の収集権限を有しています。

- (8) 監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は当社の役員および従業員に対して、監査役の職務を補助すべき従業員が監査役の指揮命令に従う旨を周知徹底いたしました。

- (9) 監査役への報告に関する体制

- ① 取締役および従業員が監査役に報告するための体制

監査役は、当事業年度中に開催された取締役会および毎週の経営会議等に出席し、また主要な稟議書やその他業務執行に関する重要な書類を閲覧して、取締役の職務執行を適切に監査いたしました。さらに、各部門や内部監査室と定期的に情報交換を行い、職務の執行状況や内部監査の実施状況を把握いたしました。

- ② 子会社の取締役等および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制

監査役への報告が妨げられることはありませんでした。なお、子会社からのスピークアップ制度の通報実績はありませんでした。

- (10) 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

社員が不利な取扱いを受ける事案はありませんでした。

- (11) 監査役 of 職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役 of 職務の執行について生じた費用は迅速かつ適切に処理され、職務の執行が遅延することはありませんでした。

- (12) その他監査役 of 監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は代表取締役、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催いたしました。また、監査役と管理部門および内部監査室との間で連携を図り、監査役 of 監査は円滑的かつ実効的に行われました。

- (7) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元と保険流通市場におけるシェアの拡大を経営の重要課題として位置付けております。将来の成長戦略を遂行していくための

原資となる内部留保の充実に努めるとともに、業績に応じた配当の実施等により、株主価値を高めることを基本方針としております。

当該方針に基づき、中間配当につきましては、1株当たり17.5円で配当を実施済みです。期末配当につきましても、1株当たり17.5円で配当を予定しておりましたが、2024年9月18日付「配当予想の修正（無配）に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、分配可能額が確保できるか不明瞭であったことから、期末配当につきましては無配といたしました。

株主の皆様には、深くお詫びを申し上げますとともに、早期に復配できるよう努めてまいりますので、引き続きご支援を賜りますようお願い申し上げます。

連結貸借対照表

(2024年9月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	5,596,679	流 動 負 債	5,456,363
現金及び預金	994,480	短期借入金	2,717,500
売掛金	2,158,351	1年内償還予定の社債	300,000
未収入金	279,615	未払法人税等	210
未収消費税等	390,121	未払金	1,190,588
未収還付法人税等	1,222,384	預り金	246,047
その他	551,724	債権流動化に係る調整勘定(負債)	441,940
固 定 資 産	1,248,880	リース債務	128,072
有 形 固 定 資 産	1,854	賞与引当金	121,711
建物	1,434	その他	310,293
工具器具備品	420	固 定 負 債	6,377,426
無 形 固 定 資 産	115,518	長期借入金	164,570
ソフトウェア	115,518	社債	350,000
投 資 其 他 の 資 産	1,131,508	債権流動化に係る調整勘定(負債)	4,348,150
投資有価証券	30,390	リース債務	576,899
長期前払費用	930	退職給付に係る負債	379,447
差入保証金	800,480	資産除去債務	466,897
保険積立金	124,253	その他	91,461
繰延税金資産	141,694	負 債 合 計	11,833,790
その他	33,758	純 資 産 の 部	
繰 延 資 産	14,590	株 主 資 本	△4,986,498
資 産 合 計	6,860,150	資本金	3,337,212
		資本剰余金	460,893
		利益剰余金	△8,360,788
		自己株式	△423,815
		その他の包括利益累計額	△99
		その他有価証券評価差額金	△99
		新 株 予 約 権	12,958
		純 資 産 合 計	△4,973,639
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	6,860,150

(記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。)

連結損益計算書

（ 2023年10月1日から
2024年9月30日まで ）

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	7,856,949
売上原価	2,074,121
売上総利益	5,782,828
販売費及び一般管理費	6,494,133
営業損失	711,305
営業外収益	
受取利息	2,067
受取配当金	2,017
受取保証料	9,295
貴金属地金売却益	7,679
投資有価証券売却益	95,897
為替差益	29,246
その他	9,719
営業外費用	
支払利息・社債利息	33,893
支払手数料	188,756
その他	30,043
経常損失	808,075
特別損失	
固定資産除却損	5,527
減損損失	1,373,547
保険解約損	23,208
特別調査費用	27,965
税金等調整前当期純損失	1,430,248
法人税、住民税及び事業税	12,082
法人税等調整額	△121
当期純損失	2,238,324
親会社株主に帰属する当期純損失	2,250,286
	2,250,286

(記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。)

貸借対照表

(2024年9月30日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	4,444,570	流動負債	4,778,117
現金及び預金	681,681	短期借入金	3,067,500
売掛金	1,909,857	1年内償還予定の社債	300,000
前払費用	174,509	未払費用	51,697
未収入金	91,506	未払金	405,597
未収消費税等	379,787	預り金	246,047
未収還付法人税等	1,189,030	債権流動化に係る調整勘定(負債)	441,940
その他	18,199	リース債務	128,072
固定資産	1,341,042	賞与引当金	121,084
有形固定資産	1,854	その他	16,178
建物	1,434	固定負債	6,377,426
工具器具備品	420	長期借入金	164,570
無形固定資産	115,518	社債	350,000
ソフトウェア	115,518	債権流動化に係る調整勘定(負債)	4,348,150
投資その他の資産	1,223,669	リース債務	576,899
投資有価証券	30,390	退職給付引当金	379,447
長期前払費用	930	資産除去債務	466,897
関係会社株式	369,040	その他	91,461
差入保証金	665,296	負債合計	11,155,544
保険積立金	124,253	純資産の部	
その他	33,758	株主資本	△5,368,199
繰延資産	14,590	資本金	3,337,212
社債発行費	7,499	資本剰余金	460,893
株式交付費	7,091	資本準備金	437,903
		その他資本剰余金	22,989
		利益剰余金	△8,742,489
		その他利益剰余金	△8,742,489
		繰越利益剰余金	△8,742,489
		自己株式	△423,815
		評価・換算差額等	△99
		その他有価証券評価差額金	△99
		新株予約権	12,958
		純資産合計	△5,355,340
資産合計	5,800,204	負債・純資産合計	5,800,204

(記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。)

損 益 計 算 書

（ 2023年10月1日から
2024年9月30日まで ）

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		6,277,879
売 上 原 価		1,594,180
売 上 総 利 益		4,683,698
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		5,454,720
営 業 損 失		771,021
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	427	
受 取 配 当 金	302,017	
受 取 保 証 料	13,215	
受 取 事 務 手 数 料	4,200	
貴 金 属 地 金 売 却 益	7,679	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	95,897	
そ の 他	58,333	481,771
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	33,334	
社 債 利 息	1,565	
社 債 発 行 費 償 却	4,397	
株 式 交 付 費 償 却	886	
支 払 手 数 料	188,756	
そ の 他	2,109	231,050
経 常 損 失		520,299
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損 失	5,527	
減 損 損 失	1,373,547	
保 険 解 約 損 失	23,208	
特 別 調 査 費 用	27,965	1,430,248
税 引 前 当 期 純 損 失		1,950,548
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	10,845	
法 人 税 等 調 整 額	-	10,845
当 期 純 損 失		1,961,394

(記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。)

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年2月25日

株式会社アドバンスクリエイト
取締役会 御中

桜橋監査法人
大阪府大阪市

指 定 社 員	公認会計士	立 石 亮 太
業 務 執 行 社 員		
指 定 社 員	公認会計士	大 西 祐 子
業 務 執 行 社 員		

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社アドバンスクリエイトの2023年10月1日から2024年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アドバンスクリエイト及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、当連結会計年度において、継続して重要な営業損失、経常損失、親会社株主に帰属する当期純損失を計上し、債務超過の状況にある。この結果、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結計算書類は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結計算書類に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

強調事項

1. 誤謬の訂正に関する注記に記載されているとおり、会社は、当連結会計年度において誤謬の訂正を行い、期首の利益剰余金を修正している。

2. 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は、取引先金融機関4行と当座貸越契約を締結し、借入を実行している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためにセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年2月25日

株式会社アドバンスクリエイト
取締役会 御中

桜橋監査法人
大阪府大阪市

指 定 社 員	公認会計士	立 石 亮 太
業 務 執 行 社 員		
指 定 社 員	公認会計士	大 西 祐 子
業 務 執 行 社 員		

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アドバンスクリエイトの2023年10月1日から2024年9月30日までの第29期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、当事業年度において継続して重要な営業損失、経常損失及び当期純損失を計上し、債務超過の状態にある。この結果、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

強調事項

1. 誤謬の訂正に関する注記に記載されているとおり、会社は、当事業年度において誤謬の訂正を行い、期首の利益剰余金を修正している。

2. 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は、取引先金融機関4行と当座貸越契約を締結し、借入を実行している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、2023年10月1日から2024年9月30日までの第29期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- なお、事業報告に記載のとおり、当社はPV計算の問題を踏まえて、再発防止策を策定し取り組みを進めていること及び内部統制等の強化に努めていることを確認しています。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人桜橋監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人桜橋監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年2月27日

株式会社アドバンスクリエイト監査役会

常勤監査役 谷口 信之 ㊟

監査役（社外監査役） 秋吉 茂 ㊟

監査役（社外監査役） 畠山 隆 ㊟

監査役（社外監査役） 三田 与志雄 ㊟

株主総会継続会参考書類

第3号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人である桜橋監査法人は、本総会終結の時をもって退任となります。

つきましては、監査役会の決定に基づき、新たな会計監査人として、あおい監査法人の選任をお願いするものであります。

なお、監査役会があおい監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、同監査法人が、当社が会計監査人に求める専門性、独立性、職務遂行能力及び品質管理体制を備えていることを総合的に考慮し、当社の会計監査が適切かつ妥当に行われることを確保する体制を有しており、当社の会計監査人として適任であると判断したためであります。

会計監査人候補者の概要等は、次のとおりであります。

(2025年2月1日現在)

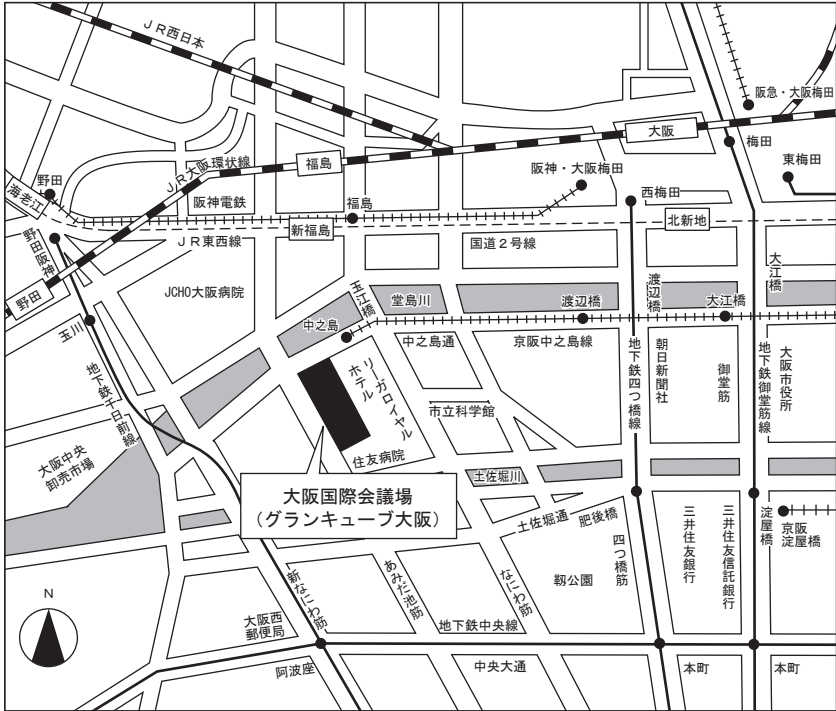
名称	あおい監査法人
主たる事務所の所在地	東京都港区赤坂3-11-15 VORT赤坂見附2階
沿革	2004年4月 設立
概要	構成人員 社員（公認会計士） 7名 職員（公認会計士） 19名 （その他の職員） 16名 合計 42名 関与会社 25社

(注) あおい監査法人が選任された場合、当社は同監査法人との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約の内容は、会計監査人がその職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項に定める最低責任限度額をもって、その損害賠償責任の限度とする予定であります。

以上

株主総会継続会会場ご案内略図

会場：大阪市北区中之島五丁目3番51号
大阪国際会議場（グランキューブ大阪）
12階 特別会議場



- 京阪電車／中之島線 中之島（大阪国際会議場）駅下車2番出口すぐ
- シャトルバス／「リーガロイヤルホテル」（会議場東隣）とJR「大阪駅」桜橋口の間で運行
- 大阪メトロ／中央線・千日前線 阿波座駅下車（中央線1号出口・千日前線9号出口） 徒歩約15分
- JR大阪環状線／福島駅下車 徒歩約15分
- JR東西線／新福島駅下車3番出口 徒歩約10分
- 阪神電鉄／阪神本線 福島駅下車3番出口 徒歩約10分
- 大阪シティバス／JR大阪駅前から53系統（船津橋行）堂島大橋下車すぐ
／55系統（鶴町四丁目行）堂島大橋下車すぐ

駐車場のご案内 会議場北側道路「中之島通」より地下スロープへお入りください。
（1時間510円）